

議 第 9 号

地域の実情を踏まえた減税に係る慎重な  
議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地域における持続可能な暮らしの実現において、食料の安定供給が重要となる中、長期化する物価高騰は、家計に深刻な影響を与えているほか、農業生産等に係るコストの増大にもつながっており、社会状況の変化、地方の現状等を踏まえた政策の展開が不可欠となっている。

政府は、飲食料品に課される消費税について、減税に向けた検討を開始したが、一方で、自治体の減収は、保育・介護をはじめとする社会保障サービスの縮小につながるなどの指摘もあり、安定的な地方行政の運営に向けた、代替財源の確保が課題となる。

また、食品流通の現場からは、減税が実施された場合、納税に係る事務の複雑化に加え、仕入れに係る税負担の増加を懸念する声もあることから、今後の協議においては、生産者のみならず、加工、小売等に携わる全ての事業者への十分な配慮が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の実情を踏まえた上で、減税に係る慎重な議論を実施し、将来にわたって国民が安心して生活できる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 減税の検討に当たっては、地方への影響を慎重に検証し、自治体の健全な財政運営の維持に向け、税収減に係る補てん措置を講ずること。
- 2 仕入税額控除において、農業者を含む簡易課税事業者の負担が実質的に増加する可能性等を考慮するなど、取引の実態に十分留意すること。